あ　ー　２
２．10．29

あん摩マッサージ指圧、はり･きゅう療養費の改定について（案）

１．改定率　　0.27%

令和２年度におけるあん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費の改定率については、診療報酬のうち医科の改定率等を踏まえ、政府において決定したもの

（参考）今回の診療報酬改定における医科の改定率　0.53%

２．基本的な考え方

医療保険部会あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会の平成30年４月23日報告書を踏まえ、往療料の距離加算（4㎞超）を減額し、施術料等に振り替える。

また、支給基準の明確化を図るために変形徒手矯正術はマッサージの加算とする。

３．改定の内容

○ 施術料（マッサージ）の引き上げ等

	現行	引上額	改定後
マッサージ（１局所）	340円	10円	350円

（※）変形徒手矯正術は、マッサージの加算（450円）と整理

○ 技術料（はり・きゅう）の引き上げ

	現行	引上額	改定後
初検料（1術）	1,710円	60円	1,770円
初検料（2術）	1,760円	90円	1,850円
施術料（1術）	1,540円	10円	1,550円
施術料（2術）	1,590円	20円	1,610円

○ 往療料の距離加算の減額

【現行】　往療料2,300円　　４㎞超2,700円

【改定案】往療料2,300円　　４㎞超2,550円

○ 施術報告書交付料の引き上げ

【現行】　施術報告書交付料　300円

【改定案】施術報告書交付料　460円

４．施行期日

令和２年12月１日